

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	住江・順風新田・高砂新田・郡中新田・神子山新田	令和3年3月22日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	116.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	80.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	27.5ha
(備考)	

2 対象地区の課題

耕作者の関係上、5地区での合同プランとなっているので、プラン地区内で農業をリタイアする方が生じた場合に、スムーズに規模拡大の意向のある中心経営体に移行できるように、地区同士で情報共有できるようにしておく。また、地区全体に水路の老朽化が進んでいるので、改修等の事業を活用するか検討する。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

住江・順風新田・高砂新田・郡中新田・神子山新田の集落の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人及び法人に集約化している。今後も、住江・順風新田・高砂新田・郡中新田・神子山新田地区の農地は人・農地プランに記載されている中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集約していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲等	36.0 ha	水稲等	51.0 ha	
認農法	B	水稲等	13.1 ha	水稲等	13.1 ha	
認農法	C	水稲等	16.6 ha	水稲等	16.6 ha	
認農	D	水稲等	2.0 ha	水稲等	2.0 ha	
認農	E	水稲等	2.3 ha	水稲等	5.0 ha	
認農	F	水稲等	0.9 ha	水稲等	0.9 ha	
認農	G	水稲等	5.2 ha	水稲等	15.0 ha	
認農	H	水稲等	1.6 ha	水稲等	1.6 ha	
認農	I	水稲等	0.6 ha	水稲等	0.6 ha	
認農	J	水稲等	1.9 ha	水稲等	1.9 ha	
計	10人		80.2 ha		107.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果では、農地の貸付意向は6筆把握出来ている。今後についても、行政区ごとの集まり等の機会に、地区の方に農地の貸付意向の確認を行い、他地区と情報共有しておく。

農地中間管理機構の活用方針

住江・順風新田・高砂新田・郡中新田・神子山新田地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

地区全体地区としては、水路が老朽化しており水路の改修事業を活用するか検討する。また、水はけの悪い圃場が多いので、事業等を活用して改善するか検討する。

新規・特産化作物の導入方針

地区全体では、米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、収益性の高い園芸作目の導入も地区として考えていく必要がある。